

令和元年 5 月 21 日

## 令和元事業年度 国立大学法人広島大学監事監査計画

監事 野上 智行

監事 栗栖 長典

広島大学監事監査規則第 6 条の規定に基づき、令和元事業年度に実施する監査計画を次のとおり定める。

### 1. 監査の基本方針

本学が掲げる理念・目標を達成する観点から、業務の合理的かつ効率的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とし、会計監査人及び監査室と連携して監事監査を実施する。

### 2. 監査事項及び監査の方法

広島大学監事監査規則第 4 条に定める事項について監査を実施する。

#### (1) 業務監査

業務監査は、役員会、役員懇談会、経営協議会、教育研究評議会等の主要な会議に陪席し、必要に応じて意見を述べるとともに、書面及び担当責任者へのヒアリング等によって実施する。

#### (2) 会計監査

会計監査は、帳簿及び証拠書類等の監査を適宜実施するとともに、担当責任者へのヒアリング等によって行う。また、年度決算時には、会計監査人の監査結果の妥当性を判断することによって行う。

### 3. 監査の時期

#### (1) 業務監査

業務監査は、平成 31 年 4 月から令和 2 年 6 月の間、適宜実施する。

#### (2) 会計監査

会計監査は、平成 31 年 4 月から令和 2 年 6 月の間、適宜実施し、年度決算時には会計監査人と連携して実施する。

### 4. 監査報告書の作成

監査報告書は、令和 2 年 6 月に作成し、学長に提出する。

### 5. 学長との定期的ミーティング

学長と定期的なミーティングを実施し、監査状況を適宜フィードバックするとともに、学長からの意見等を聴取し、監査に活かしていくものとする。

### 6. その他

その他必要に応じて監査を行うべきものと判断した事項については、その都度監査を実施するものとする。

国立大学法人等監事協議会  
「監事監査に関する指針」

平成 27 年 11 月 5 日

国立大学法人等監事協議会  
監事監査参考指針改定検討会

# 国立大学法人等監事協議会

## 監事監査参考指針改定検討会名簿

委員長	国立大学法人三重大学	監事	はしもと 橋本	よういち 洋一
委員	国立大学法人東北大学	監事	こばやし 小林	くにひで 邦英
委員	国立大学法人筑波大学	監事	さとう 佐藤	そういちろう 総一郎
委員	国立大学法人広島大学	監事	せいわ 生和	ひでとし 秀敏
委員	国立大学法人九州工業大学	監事	はの 羽野	ただし 忠
オブザーバー				
	国立大学法人北海道大学	監事	よねざわ 米澤	つとむ 勉
	国立大学法人筑波大学	監事	いはら 井原	ひろし 宏
	国立大学法人東京大学	監事	すぎやま 杉山	けんいち 健一
	国立大学法人福井大学	監事	ふなき 舟木	ゆきお 幸雄
	国立大学法人京都工芸繊維大学	監事	たけば 竹葉	ごう 剛

平成 27 年 11 月 5 日  
国立大学法人等監事協議会  
監事監査参考指針改定検討会

## 国立大学法人等監事協議会「監事監査に関する指針」

### 前文

監事は、国民の負託を受けた独立の機関として国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の健全な発展に資するため、監事監査の有効性、妥当性の向上に努めなければならない。そのため監事協議会では、協議会設立以降さまざまな検討を行い、平成 24 年 1 月に「監事監査に関する参考指針」を取りまとめた。

社会環境の変化や大学に対する社会からの期待の高まりを受け、中央教育審議会大学分科会における「大学のガバナンス改革の推進について」の審議を経て、学校教育法及び国立大学法人法の一部が改正され、平成 27 年 4 月より施行された。また、独立行政法人通則法の改正に伴い、国立大学法人法の一部が改正され、同じく平成 27 年 4 月より施行された。これらの法改正を受け、国立大学法人等監事協議会では、平成 27 年 5 月に監事監査参考指針改定検討会を発足させ、指針の改定作業を開始した。

今まで国立大学法人法における監事に関する規定は、第 11 条第 4 項及び第 25 条第 4 項「監事は、国立大学法人（大学共同利用機関法人）の業務を監査する。」及び第 11 条第 5 項及び第 25 条第 5 項「監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長（機構長）又は文部科学大臣に意見を提出することができる。」とあるのみであり、監査実務は、事実上監事の創意工夫にゆだねられてきた。このような状況の中で「監事監査に関する参考指針」の役割は大きく、監事監査に資するところ大であったと考えられる。

今般の制度改正により、監査報告記載事項が省令上に規定されたり文部科学大臣宛てに提出する書類の監事の調査義務等、監事監査に関する様々な規定が法律上盛り込まれるなど、監事の役割の強化が図られた。監事の責任は以前に増して大きなものとなった。

改定検討会ではこのような観点から討議を行い、「監事監査に関する参考指針」を基本に「監事監査に関する指針」として体系的整理を行ったものである。これは、法令に

よって、監事に共通的に期待される業務内容や業務水準が示されたこと、また、国立大学法人等による個別事情はあるとしても、ある程度の監事業務の標準化が必要になったこと等によるものである。ただし、法に基づく監査のあり方が安定するまでには一定の時間が必要であり、今後も、業務経験の蓄積に基づく見直し作業を行う必要がある。

多岐にわたる国立大学法人等業務の監査においては、法令に規定されたことは法人組織運営の一部にすぎず、監事の創意工夫が今まで以上に求められるところである。特に今回の改正の趣旨が「法人の長のリーダーシップの下で、戦略的に法人を運営できるガバナンス体制の構築」であり、監事にもその一翼を担うことが期待されることとなった。監事の職にあるものとして、監査の適正性確保に努めるとともに説明責任を果たしていくことが大切である。

国立大学法人等業務の監査は、法人の組織体としての健全性を確保するためのものであると同時に、国立大学法人等の使命である教育研究等の活性化を支援し、我が国の高等教育機関としての大学の質の維持・向上に資すること等を目的として行うものである。この基本姿勢は是非とも堅持しなければならない。

最後に、各法人固有の監査環境も配慮して、この「指針」を適宜利用し、各法人の自主性、自律性に基づいて、監査の実効性の確保に努められるよう期待する。また、監事監査参考指針策定検討会が平成 24 年 1 月 17 日に策定した「監事監査に関する参考指針」を大きく改定することとなったが、過去の経緯を明らかにするため、その「前文」を参考資料に掲載した。

## 目次

### I. 基本編

1. 本指針の目的 .....	5
2. 監事の職責と心構え .....	5
2.1 社会的責任 .....	5
2.2 監事の基本的心得 .....	5
3. 監査の環境整備 .....	5
3.1 監事間の情報の共有及び協議 .....	5
3.2 規程の整備 .....	5
3.3 監査職務を補助する体制 .....	6
3.4 監査費用 .....	6
3.5 他の監査機関等との連携 .....	6
4. 中期目標等及び中期計画等に基づき実施される業務の監査 .....	6
5. 業務監査 .....	6
5.1 ガバナンス監査（法人の長の意思決定の監査） .....	6
5.2 内部統制システムに係る監査 .....	7
5.3 国立大学法人等の長の業務執行状況の確認 .....	7
5.4 附属施設等 .....	7
5.5 子法人に対する調査 .....	7
5.6 その他の事項 .....	7
6. 会計監査 .....	8
6.1 会計監査の事項 .....	8
6.2 会計監査人候補者選任の同意手続き .....	8
7. 監査の実施 .....	8
7.1 監査の種類 .....	8
7.2 監査計画 .....	9
7.3 監査計画の通知 .....	9
7.4 監事の権限 .....	9

7.5 監事の責任 .....	9
7.6 重要な法令等 .....	10
8. 監査の報告 .....	10
8.1 監査報告の作成 .....	10
8.2 監査意見書 .....	11
8.3 監査調書（監査資料）の作成・保存 .....	11
8.4 改善意見の提出及びその後の確認 .....	11
○法令の根拠条文一覧 .....	12

## II. 実践編

1. 監査報告記載例等 .....	13
2. ガバナンス監査のポイント .....	22
3. 内部統制システムに係る監査のポイント .....	24
4. 監査調書（監査資料） .....	26
5. 附属施設等監査の留意事項 .....	27

## III. 参考資料

1. 法令等に記載された監事の業務等に関する事項 .....	29
2. 国立大学法人法第 11 条第 6 項、第 25 条第 6 項及び国立大学法人法施行規則 第 1 条の 3 の規定に基づき、監事の調査の対象となる書類一覧 .....	57
3. 国立大学法人等監事協議会「監事監査に関する参考指針」策定の経緯 .....	59

## I. 基本編

### 1. 本指針の目的

本指針は、国立大学法人等において監事の職責とそれを果たす上での心構えを明らかにし、監査に当たっての指針を示すものである。

### 2. 監事の職責と心構え

#### 2.1 社会的責任

ICT（情報通信技術）の普及、急激なグローバル化の進展をはじめとする社会環境の急激な変化のなか、グローバル人材の育成、イノベーションの創出、地域再生等、国立大学法人等に対する社会からの期待の高まりは大きい。今、国立大学法人等は、その社会的要請に応えることが求められている。監事の職責も、その社会的責任の一端を担うものである。

#### 2.2 監事の基本的心得

2.2.1\* 監事は、国立大学法人等の長、理事及び職員等との意思疎通を図り、常に業務運営の状況を把握するとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努めるものとする。

2.2.2 監事は、業務を監査する職責にあるものとして、相当な注意を払い監査を行うものとする。

2.2.3\* 監事は、監査意見を形成するに当たり、事実を確認し、必要があると認めるときは、外部専門家の意見を徴し、合理的な判断を行うよう努めるものとする。

2.2.4\* 監事は、その職務を遂行するに当たり、独立性の保持に努めるとともに、常に公正不偏の態度を保持するものとする。

### 3. 監査の環境整備

#### 3.1\* 監事間の情報の共有及び協議

監事は、職務遂行上知り得た重要な情報を同一法人内の他の監事と共有するよう努め、必要があると認めるときは、監査に関する意見形成のために協議を行わなければならない。ただし、協議が各監事の独立性を妨げるものであってはならない。

#### 3.2\* 規程の整備

監事は、監事監査業務に関する法人内規程の整備状況を確認するものとする。



### 3.3 監査職務を補助する体制

3.3.1\* 監事は、監事監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、国立大学法人等の長に対して、監事を補助する体制の確保を求めることができる。

3.3.2 監事は、国立大学法人等の長と協議を行い、監査職務の補助者を確保して、必要な事務を行わせることができる。

### 3.4 監査費用

3.4.1 監事は、あらかじめ国立大学法人等の長に申出て、監事の職務遂行に必要な費用を原則として確保するものとする。

3.4.2 監事は、費用の支出に当たって、その効率性及び適正性に留意しなければならない。

### 3.5 他の監査機関等との連携

3.5.1\* 監事は、効率的に監査を行うために、会計監査人と緊密な連携を保ち情報交換を行うものとする。また、会計監査人からその監査報告について、適宜説明及び報告を求めることができる。

3.5.2 監事は、内部監査部門及び法人評価部門と緊密な連携を保ち、内部監査及び法人評価の結果を活用するとともに、内部監査部門又は法人評価部門から説明及び報告を求めることができる。監事は、必要があると認めるときは、内部監査部門に特定の調査を依頼することができる。

## 4\* 中期目標等及び中期計画等に基づき実施される業務の監査

監事は、中期目標等及び中期計画等に基づき実施される教育・研究や社会貢献をはじめとする業務全般について、達成状況のみならず、効果的かつ効率的に実施されているか、重要な未達成の項目についてはその原因の究明等の状況を監査するものとする。

## 5. 業務監査

### 5.1\* ガバナンス監査（法人の長の意思決定の監査）

監事は、ガバナンス強化の趣旨に基づき、法人内部の意思決定システムをはじめとするガバナンス体制の整備・運用状況を調査し、その妥当性を判断し、改善すべき事項があれば指摘し、必要と認めるときは、国立大学法人等の長、理事及び職員に対して、その説明を求め、また、意見を述べるものとする。

#### 5.2\* 内部統制システムに係る監査

監事は、業務方法書に記載された内部統制システムの整備・運用状況について監査するものとする。

(注) 国立大学法人法施行規則第1条の2及び平成27年1月21日付通知「国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制等の整備について」に示された作業要領・記載例参照。

#### 5.3 国立大学法人等の長の業務執行状況の確認

監事は、国立大学法人等の長の業務執行状況について、法人内の業務運営及び法人外の諸活動が適正に行われているか、確認するものとする。

#### 5.4 附属施設等

監事の監査対象となる附属施設には次のものがある。

①附属病院

②附属学校

③その他の附属施設

(農場、演習林、家畜病院、飼育場又は牧場、練習船、養殖施設、薬用植物園(薬草園)、体育館、実験・実習工場等)

④附属図書館(情報基盤機能を含む)

⑤共同利用・共同研究拠点、附置研究所、センター

#### 5.5\* 子法人に対する調査

①監事は、必要があるときは、子法人(国立大学法人会計基準の定めるところにより、国立大学法人等が議決権の過半数を保有している会社等として連結の範囲に含まれる会社をいう。)に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

②監事は、子法人の取締役、会計参与、執行役等及び使用人との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるものとする。

③監事は、必要に応じ、子法人の監査役等との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めるものとする。

#### 5.6\* その他の事項

監事は、必要に応じ、下記の事項についても監査を行う。

##### 5.6.1 法令違反行為等の監事への報告体制

重大な法令違反、事故等異常事態の発生について監事へ報告されることを確保する

ための体制の整備状況を監査する。

#### 5.6.2 関係法人との関係

国立大学法人会計基準第96に記載のある国立大学法人等の関係法人（子法人を除く。）に対する業務の適正を確保するための体制の整備状況を監査する。

#### 5.6.3 法人情報の開示体制

監事は、国立大学法人等が開示する情報の透明性及び信頼性が確保されているかについて監査する。

#### 5.6.4 社会的要請に対する対応

監事は、国立大学法人等の活動が社会に及ぼす影響が大きいため、社会的要請（男女共同参画、環境、障がい者雇用等）に対する対応状況を監査する。

### 6\*. 会計監査

#### 6.1 会計監査の事項

監事は、国立大学法人等の会計に関する下記の業務を監査するものとする。

①監事は、国立大学法人等の長が財務諸表の適正な作成及び報告のために、必要かつ適切な財務報告体制を構築し運用しているかを確認するとともに、国立大学法人等が財務諸表を開示するに当たり、その重要事項について説明を求め、必要があると認めるときは、意見を述べるものとする。

②監事は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査人が独立の立場を保持し、職業的専門家として適切な監査を実施しているかを確認し、必要と認めるときは、意見を述べるものとする。

③監事は、会計監査人から会計監査報告及び監査に関する書類を受領し、会計監査上の重要事象について会計監査人に説明を求めるものとする。

④監事は、会計監査人の監査方法及びその結果の相当性に関する判断に基づいて、監査意見を形成し、その結果を監査報告に記載するものとする。

#### 6.2 会計監査人候補者選任の同意手続き

監事は、法人の会計監査人候補者の選任の同意について、関係部署等から必要な資料を入手するとともに説明を求めるなど、当該事業年度に関して検討した上で判断する。

### 7. 監査の実施

#### 7.1 監査の種類

監査は、監査計画に基づき年間を通じて実施する。監事が必要と認めるときは、随時

又は臨時に行うことができる。

#### 7.2\* 監査計画

監事は重要性、適時性、効率性その他必要な事項を勘案して、適切に監査対象及び方法を選定し監査項目、調査方法、監査実施日等について、年間の計画を作成するものとする。また、監査計画の立案に当たっては、下記の点に留意する。

- ①業務運営に関する中期目標・中期計画の実施状況及び内部統制システムの整備・運用の状況
- ②監査計画について、他の監査機関等の監査計画との調整
- ③監査業務の分担
- ④マニュアル、チェックリストの作成

#### 7.3 監査計画の通知

監事は、監査計画を国立大学法人等の長に通知するものとする。

#### 7.4\* 監事の権限

監事は、下記に記載する権限を有する。

- ①監事は、業務運営の状況を把握するため、役員会、その他重要事項を審議する会議に出席し、意見を述べることができる。
- ②監事は、業務運営に関する重要な文書を閲覧し、国立大学法人等の長、理事及び職員に説明を求めることができる。
- ③監事は、重要な財産の取得、処分及び管理の状況について調査し、国立大学法人等の長、理事及び職員に説明を求めることができる。
- ④監事は、関係者に対し必要な説明又は資料の提供を求めることができる。
- ⑤監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、国立大学法人等の長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

#### 7.5\* 監事の責任

監事は、下記に記載する責任を有する。

- ①監事は、監査報告を作成しなければならない。監査報告には、8.1の事項を記載しなければならない。
- ②監事は、国立大学法人等が法令に定めるところにより文部科学大臣に提出する書類を調査しなければならない。
- ③監事は、役員（監事を除く。以下「役員」という。）に不正・法令違反行為・著しく不当な事実があると認めるとき、若しくはそのおそれがあると認めるときは、国立大

学法人等の長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。また、監事は、役員、会計監査人から、不正行為、若しくはそのおそれがあると報告を受け、必要と認めるときは、国立大学法人等の長に報告するとともに、文部科学大臣に報告するものとする。

#### 7.6\* 重要な法令等

監事は、その業務について、法令、法令に基づく文部科学大臣の処分、及び業務方法書等の諸規則を遵守し、国立大学法人等のために忠実にその職務を遂行しなければならない。また、次に記載する条項については留意を要する。

##### ①秘密保持義務と罰則

監事は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。違反した場合は罰則の適用がある。

##### ②代表権の制限

国立大学法人等と学長（機構長）その他の代表権を有する役員との利益が相反する事項については、監事が国立大学法人等を代表する。

##### ③損害賠償責任

監事は、その任務を怠ったときは、国立大学法人等に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。この責任は、文部科学大臣の承認が無ければ免除されない。

##### ④兼職禁止

監事（非常勤の者を除く。）は在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

### 8. 監査の報告

#### 8.1\* 監査報告の作成

監事は、国立大学法人等の業務を監査する場合において、次の事項を記載した監査報告を作成しなければならない。監査報告は、準用通則法第38条第2項に基づき財務諸表に添付するものとする。

##### ①監事の監査の方法及びその内容

②国立大学法人等の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向けて効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

③国立大学法人等の役員の職務執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該国立大学法人等の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

- ④国立大学法人等の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実があったときはその事実
- ⑤監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- ⑥監査報告を作成した日
- ⑦財務諸表及び決算報告書に関する意見

## 8.2 監査意見書

監事は、監査報告とは別に監査意見書を適宜作成し、国立大学法人等の長に報告することができ、その内容を法人内に周知するよう国立大学法人等の長に求めることができる。また、必要に応じ回答を求めることができる。

## 8.3 監査調書（監査資料）の作成・保存

監事は、監査報告及び監査意見書の基礎とした監査過程の資料等を監査調書（監査資料）とし、一定期間保存するものとする。

## 8.4 改善意見の提出及びその後の確認

監事は、監査の結果、是正又は改善が必要であると判断したときは、国立大学法人等の長に対してその旨の意見を提出するとともに、是正又は改善の状況について必要な確認を行うものとする。また、監事は、国立大学法人等の長に、是正又は改善に係る意見を徴した上で、文部科学大臣に対して意見を提出することができるものとする。

○法令の根拠条文一覧（基本編中の項目番号に（\*）記載のもの）

該当頁	該当項目	法令の根拠条文
P. 5	2. 2. 1	施行規則第 1 条の 2 第 2 項
P. 5	2. 2. 3	施行規則第 1 条の 2 第 2 項第 3 号
P. 5	2. 2. 4	施行規則第 1 条の 2 第 3 項
P. 5	3. 1 監事間の情報の共有 及び協議	施行規則第 1 条の 2 第 4 項
P. 5	3. 2 規程の整備	施行規則第 1 条の 2 第 2 項
P. 6	3. 3. 1	施行規則第 1 条の 2 第 2 項
P. 6	3. 5. 1	通則法第 39 条の 2、施行規則第 1 条の 2 第 2 項第 3 号
P. 6	4. 中期目標等及び中期計 画等に基づき実施される 業務の監査	施行規則第 1 条の 2 第 5 項第 2 号
P. 6	5. 1 ガバナンス監査（法 人の長の意思決定の監査）	法人法第 11 条第 5 項・第 25 条第 5 項
P. 7	5. 2 内部統制システムに 係る監査	法人法第 11 条第 4 項・第 25 条第 4 項、通則法第 28 条 第 2 項、施行規則第 1 条の 2 第 5 項第 3 号
P. 7	5. 5 子法人に対する調査	法人法第 11 条第 7 項・第 8 項・第 25 条第 7 項・第 8 項、施行規則第 1 条の 2 第 2 項第 2 号・第 1 条の 4
P. 7	5. 6 その他の事項	通則法第 21 条の 5
P. 8	6. 会計監査	通則法第 39 条第 1 項・第 39 条の 2 第 2 項
P. 9	7. 2 監査計画	施行規則第 1 条の 2 第 5 項
P. 9	7. 4 監事の権限	法人法第 11 条第 5 項・第 9 項・第 25 条第 5 項・第 9 項、施行規則第 1 条の 2 第 2 項
P. 9	7. 5 監事の責任	法人法第 11 条第 4 項・第 6 項・第 11 条の 2・第 25 条 第 4 項・第 6 項・第 25 条の 2、通則法第 21 条の 5・第 39 条の 2、施行規則第 1 条の 2 第 5 項
P. 10	7. 6 重要な法令等	法人法第 18 条・第 26 条・第 38 条、通則法第 21 条の 4・第 24 条・第 25 条の 2・第 50 条の 3
P. 10	8. 1 監査報告の作成	法人法第 11 条第 4 項・第 25 条第 4 項、通則法第 38 条 第 2 項、施行規則第 1 条の 2 第 5 項

法人法・・・「国立大学法人法」の略

通則法・・・「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法」の略

施行規則・・・「国立大学法人法施行規則」の略